

空き家・空き地オーナーのみなさま！空き家バンクをご存じですか？

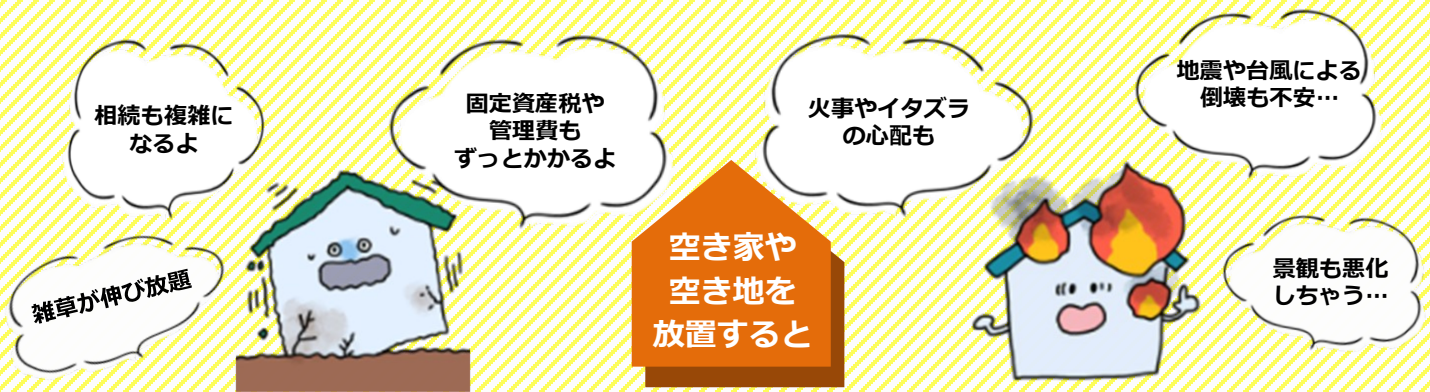
あなたの使っていない物件を

糸島市空き家バンク

有効活用しませんか？



- ✓売却収入を得て維持管理から解放
- ✓家賃などの収入を得ながら資産を維持
- ✓空き家・空き地の活用で地域活性化に貢献



空き家バンク制度とは？

空き家バンクとは、市内にある空き家・空き地の売買・賃貸を希望する所有者から登録をいただいた情報を、市ホームページを通して公開し、定住や空き家・空き地の利用を希望する方に情報提供する制度です。

実際にご覧ください！

糸島市 空き家バンク 検索



※実際の売買・賃貸借契約は、所有者があらかじめ指定する不動産業者（市の登録業者）が媒介することとなります。

なるほど！
こんな感じで紹介
してくれるのね！



幅広い人に物件を
紹介できそうだ



相談・登録は無料です！

お問合せ先

糸島市コミュニティ推進課
☎ 092-332-2062
Email : community@city.itoshima.lg.jp

貸したいけど、
田舎で希望者が
いるかな？



荷物を処分
する方法が
分からない...

仏壇を置いたまま...
相続もどうすれば
いいかしら？

詳細は裏面をご覧ください ▶▶

対象の空き家

以下のすべてに該当するもの

- 糸島市内に所在する一戸建ての住宅
- 人が居住していない または 居住しなくなる予定のもの

対象の空き地

以下のすべてに該当するもの

- 現に建物が無いもの
- 都市計画法その他の法令に基づき戸建て住宅を建てることのできるもの
- 市街化区域外の土地（農地を除く）

対象とならない空き家・空き地

- 未登記の場合 または 相続登記が行われていない場合
- 都市計画法その他法令に違反している場合
- 空き家または空き地の一部が、土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域に所在する場合
- 民間事業者が分譲、賃貸等を目的として所有する場合

など

対象となるか
お気軽にご相談ください



空き家バンク登録までのステップ

STEP 1 >>> **まずは糸島市 コミュニティ推進課へご相談を！**
ご来庁、お電話（092-332-2062）どちらでも相談可能です。
ぜひお気軽にご相談ください。

STEP 2 >>> **空き家バンクの登録手続き**
空き家バンク登録のための申請書等をご提出いただきます。その際、糸島市が提供する登録宅建業者名簿からご希望の仲介宅建業者を指名していただきます。

STEP 3 >>> **仲介宅建業者との媒介契約**
糸島市が宅建業者に指名を通知し、物件に関する引継ぎを行います。
指名を受けた宅建業者が物件調査・価格査定を行い、所有者と媒介契約を交わします。

STEP 4 >>> **空き家バンクへの情報掲載**
媒介契約締結後、市は糸島市空き家バンク（ホームページ）にて物件情報を公開します。また、仲介宅建業者も成約に向けて営業活動を行います。

STEP 5 >>> **成約・決済・登記手続き**
無事に成約に至った場合、所有者と買主・借主とで売買（賃貸借）契約を締結し、登記（売買のみ）・決済を行えば終了です！

何年も使っていない空き家
と空き地があって…



無事に売却できて
ホットした…



相続登記はお済ですか？

相続登記がされず、ご先祖（故人等）の名義のままになっていることが多々あります。子や孫の代でのトラブルを防ぐためにも、きちんと登記を済ませておきましょう！



荷物の片づけでお困りですか？

空き家に家財や仏壇等が残されたままでは、売却・賃貸がスムーズにいきません。早めの整理を心がけましょう！空き家の家財等をまとめて処分できる業者もあります。

<糸島市一般廃棄物収集運搬許可業者>

- (株)環境技研 ☎092-322-1737
- (株)二丈環境整備センター ☎092-325-0163
- (株)糸島環境開発 ☎092-322-1411

